その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援
（略）	

備考　この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第七項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二　（略）

地域区分	都道府県	地域
一級地	（略）	（略）
二級地	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）
	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市
	神奈川県	横浜市、川崎市
	（削る）	（削る）
	大阪府	大阪市
三級地	（削る）	（削る）
	埼玉県	さいたま市、和光市
	（略）	（略）
	東京都	八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市
	（略）	（略）
	愛知県	名古屋市
	大阪府	守口市、大東市、門真市
	（略）	（略）

その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス （新設） 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援
千分の千	

備考　この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二　前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地域
一級地	（略）	（略）
二級地	茨城県	取手市、つくば市
	埼玉県	和光市
	（略）	（略）
	東京都	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市
	神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市
	愛知県	刈谷市、豊田市
	大阪府	大阪市、守口市
三級地	茨城県	守谷市
	埼玉県	さいたま市、志木市
	（略）	（略）
	東京都	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市
	（略）	（略）
	愛知県	名古屋市、豊明市
	大阪府	池田市、高槻市、大東市、門真市
	（略）	（略）